

**資料 7) 日本獣医動物行動研究会は、行動診療に際して問題行動<sup>\*</sup>に対して次のように対処することを推奨します**

<sup>\*</sup>問題行動とは、飼い主またはその動物と関わる人たちが問題と感じる行動、あるいは人間社会と協調できない行動と定義します。

1. 最初に、問題行動が、脳疾患、神経疾患、内分泌疾患、痛みを伴う疾患など身体疾患が原因で生じていないことを確認します。
2. 問題行動を生じさせている刺激と動機づけを明らかにします。
3. 問題行動を生じさせる刺激を回避したり、弱めように環境を整え、問題行動の改善をはかります。
4. 問題行動を生じさせる刺激に徐々に慣れさせる、または刺激に対して違った動機づけ（不安→嬉しい）を生じさせるトレーニングを行い、問題行動の改善をはかります。
5. 問題行動を生じさせる刺激に対して、現在問題となっている行動とは別の行動をとるようトレーニングを行い、問題行動の改善をはかります。
6. 問題行動の頻度や程度を増強してきた強化子（動物にとって良いもの）を特定し、消去の手続き（強化子が提示されない状況をつくる）をとって問題行動の改善をはかります。
7. 強い恐怖や不安が生じている動物のトレーニングに際しては、科学的に根拠のある薬物、サプリメント、人工フェロモンなどの併用を提案します。
8. 前述の方法で問題行動の改善が認められない場合には、「体罰」以外の嫌悪刺激を用いて問題行動の改善をはかります。この嫌悪刺激については、副次的な望ましくない結果を生じさせないものであることを十分に考慮して選択します。
9. 問題行動の改善に停滞が認められた際や、十分な改善が得られない際には、経験豊富で高度な知識を有する二次診療（行動診療科など）に紹介します。